

結城市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～



令和8年4月改訂

結城市通学路安全推進会議

目 次

1	プログラムの目的	1
2	結城市通学路安全推進会議の設置	1
3	取組方針	1
(1)	基本的な考え方	1
(2)	定期的な合同点検	2
(3)	対策の検討	2
(4)	対策の実施	3
(5)	対策効果の把握	3
(6)	対策の改善・充実	3
(7)	対策内容の見直し	3
(8)	対策箇所図、対策一覧表の公表	3

資料

○	結城市通学路安全推進会議設置要項	4
---	------------------	---

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年及び25年に各小中学校の通学路緊急合同点検を行い42箇所の洗出しを実施し、必要な対策について関係機関で協議・改善を図りました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「結城市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2 結城市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、学校教育課長及び教育支援課長のほか、以下をメンバーとする「結城市通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。

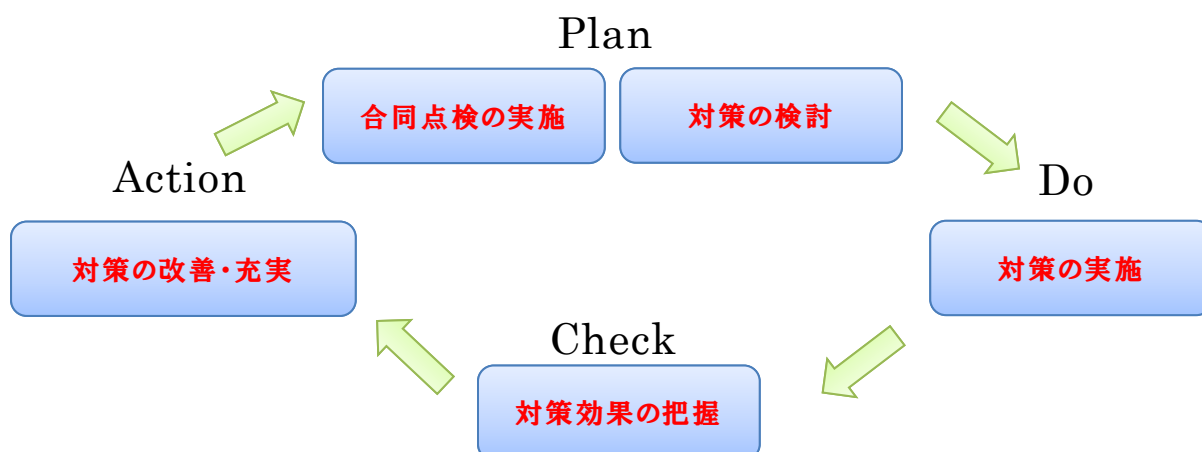
- ・市内各小中学校
- ・結城市校長会
- ・結城市小中学校PTA連絡協議会
- ・結城警察署交通課
- ・茨城県筑西土木事務所
- ・市民生活部防災安全課
- ・都市建設部土木課
- ・教育支援課
- ・学校教育課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施することにより、通学路の安全性の向上に努めます。



(2) 定期的な合同点検

市内の小中学校を対象に、下記の日程で毎年合同点検を実施します。

【4月～5月】

- ① 地域、保護者、児童生徒、学校職員等による危険箇所等の抽出を行います。
- ② 学校は、改善要望書を作成し教育委員会に提出します。

【6月～8月】

- ③ 教育委員会及び関係機関は、要望内容について必要に応じて学校に状況を確認しながら、事前協議、現地確認を行います。
- ④ 学区ごとに、学校、警察、道路管理者等で合同点検を実施し、危険要因を明らかにします。

区分	危険要因
交通安全	I 道路の構造に関する事
	II 交通安全施設に関する事
	III 利用者のマナーに関する事
	IV その他
防犯	I 道路周辺環境に関する事
	II 不審者発生事案に関する事
	III その他



合同点検実施状況

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策、ソフト対策について、推進会議の中で検討します。

【12月】

推進会議協議事項

- ① 合同点検実施報告及び対策内容
学校より、対策必要箇所について説明した後、対策実施主体より、合同点検実施結果や対策内容等について報告します。
- ② 対策未完了箇所の進捗状況
対策未完了箇所について、対策実施主体より、進捗状況等について報告します。



推進会議実施状況

ハード対策	ソフト対策
ア 道路、歩道の整備・改良	A 通学路の見直し
イ 防護柵の設置（ガードレール、縁石、ポール等）	B 児童生徒への安全教育
ウ 路面標示等の設置（外側線、グリーンベルト等）	C 交通取り締まり、交通安全啓発
エ 標識、看板の設置	D 保護者、地域、学校職員等による街頭指導
オ カーブミラーの設置	E 下草刈り、植栽の剪定
カ 信号機の設置	F 所有者、管理者への改善依頼
キ 水路、側溝の有蓋化・改良	G 防犯パトロール
ク 街灯、防犯灯の設置	H その他
ケ その他	

（４）対策の実施

対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図るとともに、対策完了後は関係機関及び学校へ速やかに連絡をし、対策の完了を通知するものとします。

（５）対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、期待した対策効果が得られたか確認するため、関係者等に対しアンケートや聴き取り等の手法を用いて、対策効果の把握に努めます。

（６）対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の検証・改善・充実に努めます。

（７）対策内容の見直し

対策の進まない箇所等においては、必要に応じて対策内容の見直しを行い、速やかな対策を進めていきます。

（８）対策箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、結城市のホームページ等で公表します。

結城市通学路安全推進会議設置要項

(趣旨)

第1条 この告示は、結城市通学路安全推進会議の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 通学路の安全確保について迅速に対応し、通学時における児童生徒の交通事故等を防止するため、結城市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の安全対策に関すること。
- (2) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 推進会議は、学校教育課長及び教育支援課長のほか、次に掲げる関係機関の担当者（以下「構成員」という。）で組織する。

- (1) 市内各小中学校
- (2) 結城市校長会
- (3) 結城市小中学校PTA連絡協議会
- (4) 結城警察署交通課
- (5) 茨城県筑西土木事務所
- (6) 市民生活部防災安全課
- (7) 都市建設部土木課
- (8) 教育支援課
- (9) 学校教育課
- (10) 前各号に掲げる者のほか推進会議が特に必要と認めた者

2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は学校教育課長をもって充て、副会長は教育支援課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めたときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要項は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

結城市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成26年12月 1日 策定
平成27年 2月 3日 一部改訂
令和 元年10月 1日 一部改訂
令和 8年 4月 1日 一部改訂